

関東地方整備局景観アドバイザー会議設置要領

(趣旨)

第1条 本要領は、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」(平成21年4月1日付国官総第688号、国官技第328号)に基づいて、関東地方整備局(以下「整備局」という。)に設置する関東地方整備局景観アドバイザー会議(以下「会議」という。)の組織、委員、会議、庶務及びその他会議の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(景観施策アドバイザー及び組織)

第2条 会議は、景観施策アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)及び整備局景観評価幹事会の構成員をもって組織する。

- 2 アドバイザーは、景観評価に精通した有識者のうちから、整備局景観評価委員会委員長が委嘱する。
- 3 アドバイザーの任期は、2年以内とし、再任することができる。
- 4 会議には座長を置くものとし、座長はアドバイザーの互選によって定める。
- 5 座長は会議を統括及び招集する。

(助言等)

第3条 会議は、整備局管内における景観形成の方向性等に関し、以下のことについての報告を受け、助言等を行う。

- 一 整備局の取り組み状況の報告
- 二 各事業に共通する手法等
- 三 事業間の調整
- 四 地域の景観形成に係わる方針

(会議の庶務)

第4条 会議の庶務は、企画部広域計画課とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については会議が定める。

附 則

本要領は、平成22年7月20日から施行する。

改正 平成25年7月11日

関東地方整備局景観施策アドバイザー名簿

神山 藍 東洋大学工学部都市環境デザイン科 准教授

座長 齋藤 潮 東京工業大学環境・社会理工学院 教授

真田 純子 東京工業大学環境・社会理工学院 准教授

高見 公雄 法政大学デザイン工学部都市環境デザイン工学科 教授

二井 昭佳 国土舘大学工学部まちづくり学系 教授

深堀 清隆 埼玉大学大学院理工学研究科 准教授

(敬称略 五十音順 令和4年4月現在)